チリ内政・外交（2014年8月）

**１．概要**

（１）内政面では，選挙制度改革法案が下院を通過し，上院へと送られた。

（２）外交面では，対ペルー領海境界線画定裁判の判決履行をめぐり，ペルー側が「陸地の三角形」と呼ばれる領域を自国領土とする地図を発表し，これに対しチリ側が抗議文を提出する等，同問題に対する両国の立場の違いが浮き彫りとなった。

（３）９月４日発表のAdimark GfK社調査による８月のバチェレ大統領の支持率は４９％，不支持率は４１％となった。

**２．内政**

（１）選挙制度改革法案の下院通過

１３日，バチェレ大統領が主要政策の一つに掲げる選挙制度改革法案に関し，下院での投票が行われ，賛成８６票，反対２８票により可決され，同法案は上院へと送られた。同法案には，多数二名制度の廃止，議員数の増加，選挙区割の変更，議員候補の４０％以上を女性にすること等が含まれている。なお右を下院で可決するため，ペニャイリジョ内務大臣らを中心に野党会派議員への働きかけが累次にわたり行われた結果，野党会派で政治グループを構成する"Amplitud"（昨年の上下両院議員選挙後，野党会派を構成するＲＮ（国民革新党）を離党した議員らを中心に構成された新たなグループ）の議員や無所属議員らが賛成票を投じた。一方，ＲＮと共に野党会派を構成するＵＤＩ（独立民主同盟党，下院では２９議席）は，議員数の増加について規定された同法案に対し，議員が増加することによる予算増加の可能性や資金確保の方法について，政府は明確に説明していないとして，法案への反対姿勢を崩さなかった（同法案においては，現行１２０となっている下院議員数を１５５へ，上院議員数を現行の３８から５０へと増加させることが提言されている）。なお上院においても，同法案の可決のためには野党議員の協力が必要となるが，ＲＮ議員らは選挙制度改革を行うことには賛成しているものの，改革後の新たな議員定数等については原案とは異なる意見を有しており，いくつかの条文については修正を求めている。

**３．外交**

**（１）バチェレ大統領の外国訪問**

ア　南アフリカ

８日，バチェレ大統領はムニョス外相らと共に，チリ大統領としては１０年振りに南アフリカを訪問した。同日「バ」大統領は，ズマ・南アフリカ大統領と３０分間の首脳会談を行った。会談終了後「バ」大統領は，「現政権の間に，アフリカ地域との関係強化を進めていきたい。予算の関係上，アフリカ地域の全ての国にチリの公館を設置することはできないが，先般ガーナにチリ大使館を開設し，現在エチオピアにもチリ外交団を派遣することを検討している」と述べた（当館注：現在アフリカ地域でチリ大使館があるのは，ガーナを含め６カ国）。なお「ズ」南アフリカ大統領は，エネルギー分野を中心にチリとの協力を深めていく意向を表明し，今後，同分野について両国の担当大臣による協議を開始することが合意された。また２０１５年以降，南アの大学院博士課程に所属する学生５０名がチリの大学に留学できるよう，奨学金制度を創設する予定であることが発表された。

イ　モザンビーク

１１日，「バ」大統領は次の訪問国モザンビークにおいてゲブーザ同国大統領と会談した。なお同国訪問からは，ウィリアムス鉱業大臣，パチェコ・エネルギー大臣，フルーチェ農業大臣も加わり，それぞれモザンビークの担当大臣と会談を実施した。モザンビークは，２０１８年までに天然ガスの主要輸出国となることを目指しており，「パ」エネルギー大臣は，モザンビークとの協力を通してチリのエネルギー分野の発展に取り組んでいきたい意向を示した。

ウ　アンゴラ

１２日，「バ」大統領はアンゴラを訪問し，ドス・サントス同国大統領と会談した。同国の内戦が２年前に終結して以来，チリ大統領が同国を訪問するのは初めて。なお同行した「パ」エネルギー大臣は，同国のデ・バスコンセロス石油大臣及び同国の石油企業であるSonangol社の関係者らと会談し，今後アンゴラがチリにとって，ラ米以外の石油供給国として重要な国になるとの考えを示し，「今日まで，チリはアンゴラから３億ドル分の石油を輸入しているが，来年にはこれを３倍の量にしたい」と述べた。また「バ」大統領は，今後アンゴラとの石油分野での協力を強化するため，９月にＮＹ（国連総会）でマージン会合を実施し，アクション・プランに署名する意向を示した。

**（２）対ボリビア海への出口問題：ムニョス外相と歴代外相による会談の実施**

１８日，ムニョス外相は民政移管後の歴代外相を招集し，対ボリビア「海への出口」問題に関する会合を実施し，本件に対するチリ政府の立場等につき説明・協議した。モレノ前外相をはじめとする７名の歴代外相が出席した。今次会合では，７月にバチェレ大統領がＩＣＪにおける同裁判に関して，ＩＣＪの管轄権を受諾せずに先決的抗弁書を提出すると決定したことを受け，現在のチリ政府の立場及び状況についての説明が行われた。また「ム」外相は，チリ政府の立場を国際的に知らしめるため，歴代大統領の何名かが世界各国を訪問し，本件に関するチリの考えについて説明を行うという計画を策定中であることを明らかにした。

**（３）対ペルー領海境界線画定ＩＣＪ判決**

ア　ペルー政府が発表した地図に対するチリ政府の声明発表

１９日，ウマラ・ペルー大統領が，ペルー南部の領海境界線を修正した新たな地図を制定するための大統領令に署名したことを受け，同日ムニョス外相は，チリ政府としての立場を示した声明文を発表した（右地図には，本年１月の国際司法裁判所（ＩＣＪ）における判決で領海境界線の基点として示された「標石１」より南方に位置する「陸地の三角形」と呼ばれる領域がペルー領土として含まれている）。声明文の中では，ペルーにより発表された地図には，本年１月のＩＣＪ判決で示されたこと及びその後両国の作業部会により合意されたこと以外のものが含まれているとして，ペルー側の発表に抗議する内容となっている。また，２０日にはチリ上下両院議会において，今般のペルー政府の発表に対する抗議を表明した決議案が採択された。右決議においては，ペルー政府に対し，国連海洋法条約の規定に全面的に則り，ＩＣＪ判決を履行するよう求めている。

イ　ムニョス外相によるペルー政府への抗議文書の送付

１日，ムニョス外相は，ペルー政府が「陸地の三角形」を自国領土として含めた地図を発表したことに対する抗議文書を送付したことを明らかにし，「チリ政府は，ペルー政府に対し新たな外交文書(nota diplomática)を送付し，ウマラ・ペルー大統領が発表した地図への正式で完全な留保を表明した」と述べた。同文書は８月２９日にペルー政府に対し送付された。「ム」外相は，「（抗議文書の提出は）チリとしての見解を示したものであり，自分（「ム」外相）はチリを代表して（ペルーに対し）回答した。（このような事態により）二国間関係は緊張し，あまり好意的にとれない要素が加わることとなったのは明らかである」と発言した。

**（４）下院議員による，ベネズエラ情勢を非難する書簡**

１９日，ロペス・ベネズエラ大衆意思党党首の逮捕及び拘束から６ヶ月が経過したことに関し，ホセ・アントニオ・カスト下院議員（ＵＤＩ）が右を非難する書簡を作成し，下院議員６４名が署名した。右書簡に署名した下院議員の所属政党は，ＵＤＩ（独立民主同盟党）２９名，ＲＮ（国民革新党）１５名，ＤＣ（キリスト教民主党）１２名，ＰＰＤ（民主主義のための党）１名，無所属３名などとなっている。同文書は，ベネズエラのマドゥーロ政権が人権侵害を行っているとして非難する内容となっている。書簡は「カ」下院議員によりバチェレ大統領へ提出されたほか，国連人権理事会及びインスルサ米州機構（ＯＡＳ）事務総長宛てに送付された。

**（５）亜外務省マルビナス諸島等担当副大臣による当国訪問**

２６日，ムニョス外相は，当国を訪問したフィルムス亜外務省マルビナス諸島等担当副大臣と会談した。「ム」外相は，「フィ」副大臣の訪問を多とし，マルビナス諸島，南ジョージア島，南サンドウィッチ島及び同諸島沿岸海域におけるアルゼンチンの主権を支持する旨を伝えた。また「ム」外相は，チリは伝統的にこのような立場をとってきており，それはバチェレ大統領も同様であることを述べた。さらに，国連非植民地委員会において，チリがアルゼンチンと英国間の協議を呼びかけたことに対して満足していると発言した。

**（６）チリ・アルゼンチン閣僚会合の実施）**

２９日，亜外務省において第６回チリ・アルゼンチン閣僚会合が実施され，チリ側からはムニョス外相をはじめとする１２大臣が出席した。同会合では，両国間をつなぐ国境越えルートであるピルカス・ネグラス（Pircas Negras）地域のアルゼンチン側に一時的に検問所を設けること，両国の国民が陸路で国境を移動する際に提示することが求められる移民者カード（Tarjeta Unica Migratoria）の電子化の導入促進，２０１４－２０１５年にかけての農業，畜産，林業，食糧分野での協力促進等に関して合意された。また，南南協力促進のためのアクションプランも策定された。また，天然ガスの輸出入及び電力分野での協力に関する覚書も署名され，パチェコ・エネルギー大臣は，今後の両国間でのエネルギー協力を通してチリにとってガスの供給を確実に保障したい意向を示した。（了）